

# 「トランプによる国際法軽視」をどう考えるか

山口 響

国際法というものをめぐって、ドナルド・トランプ米大統領は2026年1月8日付の『ニューヨーク・タイムズ』紙上でインタビュでその考え方を披歴している。自身の世界的なパワー（力、権力）の行使を制約するものがあるのか、という問いに対してトランプは、「一つだけある。それは私自身の道徳性であり、私自身の心だ。それだけが私を止めることができる」(Yeah, there is one thing. My own morality. My own mind. It's the only thing that can stop me.)と答えている。

つづけてトランプは、トランプ政権は国際法を遵守する必要があるかという問いに対して、「もちろん」と答えつつ、「それは国際法の定義にもよる」と濁した言い方もしている。

他方で、トランプが領有を狙っているグリーンランド（デンマーク領）に関して、「領有することが非常に重要だ」(Ownership is very important)と述べ、その理由を「領有すること、単に文書に署名することによっては得られないものや要素が手に入る

から」と説明している。おそらくは、仮にグリーンランドをデンマークから国家として独立させたとして、そのグリーンランド国と米国との間の国際法という形式によって米国が何らかの利益を追求するよりも、手っ取り早く領有してしまっただけがいい、ということを言っているようだ。

このようにトランプは、既存の国際法を遵守する姿勢を一応は見せつつも、できるだけそれに縛られたくはないとの考えをにじませている。

ここでは、2025年に始まった第二次トランプ政権が国際法に対してどのような態度を取ってきたのかを考えてみたい。

## ◆トランプ政権による国際法軽視

これについては枚挙に暇がなく、これまでに一年間の新聞をどこか一日分だけ抜き出して読むだけでもおそらく十分だ。

近いところでは、今年1月3日に米軍がベネズエラに侵攻してマドゥロ大統領夫妻の身柄を拘束した事件がある。トランプ政権側としては、マドゥロが麻薬密輸の容疑

で起訴されていたという事実を盾に「米国内法の執行にすぎない」という法的な説明をしているが、実際にはただの「拉致」であり、しかもその拉致した相手が一国の大統領なのだから、国際法に反した侵略行為だとみなされても仕方がない。

また、最近問題になっているイラン問題に関しては、まずは昨年（25年）6月25日に米軍がイランの核施設を爆撃する事件があった。またこれに先行して、イスラエル軍も同様の爆撃をイラン核施設に加えている。

この3月からのイスラエル軍・米軍による大規模な対イラン爆撃がこれよりもはるかに広い対象を標的としていることは読者もご存じのとおりだ。その目的は、表面上はイランによる大量破壊兵器保有疑惑を言いつつも、最高指導者ハメネイ氏の殺害に表れているように、イランの体制転覆自体が視野に入っていると見える。

国際法の点からみれば、イランからイスラエルや米国に軍事攻撃があったわけでもなく、イランが「差し迫った脅威」とみなされる余地もないことから、どうみても違法の侵略であるとしか評価できないものだ。

イスラエル・ガザ地区の「復興」を名目に同地区の住民らを追い出して開発を進め

ようという構想も、一種のジェノサイド（大量虐殺）であるとして、国際法的には違法な行為だとみなしうる余地はある。

さらにトランプ政権には、国際法違反とみなしうるこうした個々の行為があるだけではなく、より一般的に国際法や国際機関の制約から逃れようとしている。25年1月の就任直後から、世界保健機関（WHO）やユネスコ、気候変動に関するパリ協定、国連人権理事会などの機関や条約からの脱退を次々と発表し、さらに今年1月7日には66の国際機関からの脱退や資金拠出の停止を指示した。そこには、国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）、国連女性機関（UNWメン）、国連貿易開発会議（UNCTAD）、国連人口基金、国連経済社会局、国連大学、国連通常兵器登録制度、紛争下の性的暴力問題担当事務総長特別代表事務所、国際法委員会などが含まれている。

### ◆国際法はただ守ればいいというものではない

もつとも、自らが締約国である国際法に

違反している場合はともかく、加入している条約・協定や国際機関から脱退する行為自体は、手続さえきちんとして踏んでいけば、問題になるようなものではない。

国際社会とはほとんどの場合において、それより上位の権力を持たない国家と国家との間（国・際 [International]）で成り立っている社会であって、国際法や国際機関は、国家がその求める利益に応じてうまく使いたくないものにすぎないというリアリズム的な立場を採ることもできる。

また、国家だけではなく、世界各地の社会運動にしても、たとえば、トランプ政権が脱退した国際機関の例として先ほど筆者が挙げた「紛争下の性的暴力問題担当事務総長特別代表」などの存在をうまく使いながら、その求めるところを実現しようとしてきた経緯がある。逆に社会運動がまったく見向きもしないような国際法・国際機関もある。

つまり、国家にしても社会運動にしても、国際法や国際機関を道具主義的で機械主義的に利用してきたという点では、大差があるわけではない。

その意味では、繰り返しになるが、いま加入している国際法への違反は厳しく批判されるべきだとしても、国際法や国際機関から脱退したりそれらを作ることに積極的

でなかったり、といった行為そのものは責められるべきものではない。

むしろ検証すべきは、国際法を使おうが、あるいは軽視しようが、そこでいったい何がめざされているのか、という点にある。

トランプ政権による国際法軽視が批判される際、保守すべきものとして持ち出されるのが「リベラルな国際秩序」だ。

しかし、トランプ政権の横暴ぶりがあまりに度を越しているのならば忘れられがちだが（別の言い方をすると、トランプがあまりに酷いのでバイデン期がまともに見えてしまうのだが）、そもそもこの「リベラルな国際秩序」自体、米国を中心とする西側社会の利益に奉仕させる目的でもって構築されてきたものであり、社会運動からは厳しい批判の対象とされてきた。

たとえば、今回トランプ政権が脱退の対象とはしていない世界貿易機関（WTO）は、自由貿易体制と新自由主義的な経済政策を世界に拡散させ貧富の差を固定するものとして厳しく指弾されてきたし、国連気候変動枠組み条約やパリ協定にしても、さらなる経済成長を求める先進国の思惑によって、本来あるべき姿からは程遠いものに骨抜きされてきたことは、つとに指摘されるところだ。

もつとも根本的なこと（元も子もないこと）

を言ってしまうと、国際連合自体、第二次世界大戦の連合国によって形成された国際機関であった。国の領土保全や政治的独立に対する武力行使の禁止を規定しているのはいいとして、武力攻撃に対して、個別的自衛権のみならず集団的自衛権までも国家固有の権利として認めている。米国によるベトナム戦争は、南ベトナム政府からの要請を受けた米国による集団的自衛権の行使である、というのが米国の言い分だ。もちろん、実際に集団的自衛権行使の法的要件を備えていたかどうかについては議論があるが、少なくとも国際法上の体裁は整えた上でベトナム戦争のような侵略・虐殺行為がなされていたことを、ここでは確認しておきたい。

したがって、再度念押しさせてもらえば、「国際法を守っているかどうか」という形式論理だけが重視されるべきではない。

### ◆「二重基準」の問題

もうひとつ考えておかねばならないのは、国際法を守っているかどうか、ということだけではなく、「自国の行為だけを特別扱いしていないか」「二重基準がそこに存在しないか」という観点だろう。

この観点から言うと、イスラエルや米国

による対イラン攻撃は一発アウトである。仮にこの武力行使が国際法の観点から見ても合法的（＝個別的自衛権の行為）だとみなされたとしても（つまり、国際法の上での体裁が整えられたとしても）、決して許されるものではない。

なぜなら、イスラエルや米国は、イランによる核兵器保有疑惑を訴えているが、この両国こそが他ならぬ核兵器保有国だからだ。この理由でもって自衛権の行使が認められるなら、イランを初めとした別の国々が、「核兵器を保有するイスラエルや米国は我が国の脅威である」として両国に対する爆撃を加えることを、理屈の上では認めなくてはならなくなる。もちろん実際は、そのような爆撃があったとすれば、ネタニヤフもトランプも烈火のごとく怒り、報復攻撃に出るであろうが。

また、今回の対イラン攻撃やマドゥロ大統領拉致のようなことが認められるなら、ロシアによるウクライナ侵攻は容認されねばならないし、中国による台湾進攻の企図を止めることも理論上はできなくなる。

この点についてトランプの歯切れは悪い。前出の『ニューヨーク・タイムズ』のインタビュで、ベネズエラは米国にとつての脅威だが台湾は中国にとつての脅威ではないので、中国は台湾を攻撃する必要は

ない、と述べている。しかし、何が自国にとつての「脅威」かを判定するのは中国自身だから、いくらトランプが言ったところで止められないものは止められない。

結局トランプは「自分たちの観点や行為だけは特別」という世界観に立って行動していると思われる。それが「アメリカを再び偉大に」(MAGA)というスローガンが世界に対して意味することなのだろう。

国際法をその時に応じて軽視したり使ったりしながら大国が何を行おうとしているのかを見極める力量を、私たちは持たねばならない。

(やまぐち・ひびき／長崎の証言の会)

